

山LP協第 143 号

令和6年 3月27日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会

液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合  
並びに経済産業大臣が定める期間を定める件について（お知らせ）

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、全LP協から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局  
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366  
e-mail: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

全L協保安・業務G5第253号  
令和6年3月22日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合  
並びに経済産業大臣が定める期間を定める件について (お知らせ)

標記につきまして、令和6年能登半島地震による災害救助法が適用された区域について、再講習等の期間が令和6年3月19日付けの告示において公布・施行されたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係する会員に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

**【主な概要】**

- ・ 令和6年3月31日までに再講習を受講しなければならない業務主任者や保安係員等については1年間延長する
- ・ 令和6年1月1日から令和6年6月30日までに再講習期間が経過しており、業務主任者や保安係員等を選任した場合に係る講習期間を6ヶ月間延長する

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 橋本、國坂

Table listing specific regulations and their locations. Columns include regulation numbers (e.g., 特定五―三六), locations (e.g., 八―三仙北), and specific details (e.g., 兵庫県養父市大屋).

○経済産業省告示第二十五号

液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第六十六条第四項、一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第六十八条第四項、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第十条第二項ただし書、コンビナート等保安規則(昭和四十一年通商産業省令第八十八号)第二十七条第四項、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第十四条第二項及び第三十二条第二項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)第二十三条第四項、第七十四条第四項及び第九十九条第三項の規定に基づき、これらの規定の事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

- 令和六年三月十九日
1 事由及び経済産業大臣が認める場合
令和六年能登半島地震
経済産業大臣 齋藤 健
2 経済産業大臣が定める期間
一 令和六年能登半島地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町

村の区域(次号において「特定被災区域」という。)内に所在する工場若しくは事業所その他事業場に従事する者又は居住地を有する者であつて、その次に掲げる期間が令和六年三月三十一日に終了するものについては、当該期間を一年間延長する。

- 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項及び第二項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及び第二項並びにコンビナート等保安規則第二十七条第一項及び第二項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間
液化石油ガス保安規則第六十六条第二項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第二項及びコンビナート等保安規則第二十七条第二項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第十四条第一項の規定によりエネルギー理企画推進者に講習を受けさせなければならない期間及び同令第三十二条第一項の規定によりエネルギー管理員に講習を受けさせなければならない期間
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の規定により業務主任者に講習を受けさせなければならない期間

- 七釜区 兵庫県美方郡新温泉町七釜月谷一
鹿町八鹿一六七五

習を受けさせなければならない期間、同令第七十四条第二項及び第三項の規定により充てん作業者が再講習を受けなければならない期間並びに同令第九十九条第一項及び第二項の規定により液化石油ガス設備士が講習を受けなければならない期間
二 特定被災区域内に所在する工場若しくは事業所その他事業場に従事する者又は居住地を有する者であつて、その次に掲げる期間が令和六年一月一日から六月三十日までの間に終了するものについては、当該期間を六月間延長する。
イ 液化石油ガス保安規則第六十六条第三項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第三項及びコンビナート等保安規則第二十七条第三項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間
ロ 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及びコンビナート等保安規則第二十七条第一項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間
ハ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第三項の規定により業務主任者に講習を受けさせなければならない期間

- 国土交通大臣 齊藤 鉄夫
一 施行者の名称
二 都市計画事業の種類及び名称
三 事業施行期間
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○国土交通省告示第百八十四号
一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示事業(事業番号令六六〇〇一)については、令和六年二月二十九日付け国運審第五十五号により、運輸審議会から、標準的な運賃として定めることが適当である旨の答申があつたので、運輸審議会一般規則(昭和二十七年運輸省令第八号)第二十九条の規定により、これを告示する。
なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。
令和六年三月十九日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
○国土交通省告示第百八十五号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和六年三月十九日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
乗越川
二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川、道路及び畦畔のうちその接している区間の河川敷、道路敷及び畦畔
京都府綴喜郡井手町大字多賀
小字丸山 一番二
一番六及び一番七
四番二
六番二
二〇番二から二〇番四まで
九番五
一〇番二
一〇番五
一四番二
一五番二
二二番二
二三番二
二四番二
二五番二
三一番二
○国土交通省告示第百八十六号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和六年三月十九日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫